

2025 年 8 月 27 日

青森県内に本店を置く 4 金融機関と 日本政策金融公庫の県内全 3 支店との 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

青い森信用金庫（理事長 益子 政士）は、株式会社青森みちのく銀行（頭取 石川 啓太郎）、東奥信用金庫（理事長 小中 雅彦）、青森県信用組合（理事長 堀内 元博）、ならびに株式会社日本政策金融公庫 青森支店（支店長 板野 利信）・八戸支店（支店長 加藤 慶文）・弘前支店（支店長 古屋 洋樹）と、「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

青森県は、東日本大震災での被災経験があるほか、自然災害も多く発生しており、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、県内 4 金融機関と日本政策金融公庫の県内全 3 支店が連携し、業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

日頃からの、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、危機発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、県内 4 金融機関と日本政策金融公庫の県内全 3 支店は業務連携に関する覚書の締結に至りました。

2. 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （１）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （２）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介
- （３）その他危機事象発生時に必要となる連携

3. 締結日

2025 年 8 月 27 日（水）

以 上